

(別紙)

福岡の果樹特別対策事業実施要領 (第4 関連)

1. 福岡県育成品種苗木導入事業

- (1) 対象品目 : かんきつ類 (北原早生、早味かん)
かき (秋王)
なし (玉水)
キウイフルーツ (甘うい)
いちじく (とよみつひめ)
- (2) 対象者 : 果樹経営支援対策事業 (果樹先導的取組支援事業を含む) を利用し、対象品目の苗木を購入、植栽する生産者
- (3) 助成対象 : 対象者に苗木購入金額に応じて支援
- (4) 補助額 : 苗木購入金額の 3/10 以内
※ただし、補助額は 1 千円未満切捨てとする。
- (5) 添付書類等 : ①請求書または領収書の写し (品種・数量・単価必要)

2. 果樹高温障害対策事業

- (1) 対象品目 : 果樹全般
- (2) 対象者 : 被覆資材 (サンテ等) や施設に遮光散布材・遮光フィルムを購入し使用する生産者及び水源確保のためにボーリングを実施する生産者に助成する。
- (3) 助成対象 : 対象者の購入 (実施) 金額に応じて支援
- (4) 補助額 : 購入金額の 1/2 以内
※補助金は 1 千円未満切捨てとする。また、ボーリングの補助額は 1 件 500 千円以内とし、水の確保が出来た場合のみとする。
- (5) 要件等 : ①ボーリングを実施するにあたっては、以下のすべての実施要件を満たすこと。

実施要件

- タンクシートや雨水利用等の他の水源確保が不可能な場合
- 実施予定地の近傍に井戸や類似の水源措置が行われており、水量・水質の確保が認められる場合
- 果樹経営支援対策事業 (果樹先導的取組支援事業を含む) の対象にならない場合

- (6) 添付書類等 : ①導入前後の園地の写真 (日付必要)
②ボーリングについては、実施場所がわかる地図と見積書
③請求書または領収書の写し (品名・数量・単価必要)

3. 果樹産地課題解決支援事業（果樹盗難対策を含む）

- （1）対象品目　：果樹全般
- （2）対象者　　：県内J A（果樹盗難対策は生産者）
- （3）助成対象　：対象者に次の費用を支援（別表 補助対象費用参照）
- （4）補助率　　：助成対象費用の1/2以内
 ※ただし、補助額は1,000千円以内で1千円未満切捨てとする。
- （5）要件等　　：①実施計画書が福岡県園芸振興推進会議果樹企画委員会で承認された
 事業に限る（果樹盗難対策を除く）。
 ②国や県の補助金の対象にならない事業に限る。
- （6）添付書類等：①請求書または領収書の写し（費用別明細必要）
 ②交付条件に記載された書類

4. その他

- （1）補助額計画：令和7年度　10,000千円
 令和8年度　10,000千円
 令和9年度　10,000千円　（3カ年合計30,000千円以内）

以　上